

議案第25号

教育現場におけるALPS処理水の理解醸成に向けた取組の
更なる強化を求める意見書

東京電力は、昨年8月、国の決定により東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な運営に向けて、敷地内に保管されているALPS処理水の海洋放出を開始した。我が国における海洋放出は、国際原子力機関（IAEA）の評価において「人及び環境に対し無視できるほどの放射線影響」とされており、多くの国々も我が国の計画に理解を表明している。今年1月30日に公表された昨年8月の海洋放出後初めてとなる調査報告書においても、「関連する国際安全基準の要求事項と合致しないかなる点も確認されなかつた」ことが明記されている。

国は、科学的な根拠に基づいた正確な情報を国内外の多くの方々へ向けて発信し理解醸成に努めているところであるが、とりわけ、子どもに対する出前授業や放射線副読本の活用促進を始め、放射線理解醸成に向けた教育を行うことで、風評が生じにくい社会の構築を目指している。

そのような状況の中で、今年1月下旬に開催された教職員団体の全国集会において、処理水を「汚染水」と表現した教材を使用した授業の実践例が報告されたとの報道がなされた。この事案は、科学的根拠もないまま、処理水を「核汚染水」と称して虚偽の情報を世界中へ発信している中国と同様であると言わざるを得ず、またそれ以上に、純粋な子どもたちに学びを教える現場での事案であることから、看過できない問題である。教育現場においても、科学的な根拠に基づいた正確な情報による適切な教育が行われるべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 処理水の海洋放出は長期にわたることから、全国の教育委員会に対し、放射線副読本はもとより、処理水について分かりやすい適切な資料等の活用について、改めて強く求めしていくこと。
- 2 出前授業の拡大や教員に対する研修を通じ、放射線副読本の活用をより促進していくとともに、1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
復興大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
宛て

福島県議会議長 西山尚利